



悪質滞納者に対する 行政サービスを 制限します

町民の皆さんに対して町が行うさまざまな行政サービスを提供するためには、町の自主財源である税金の確保がとても重要です。

町税の収入は約15億円あり、これは町全体の歳入の約15%の割合になります。この貴重な財源の町税を納期限内に完納されている町民の方と、納税等に誠意のない滞納者との町の行政サービスを同じように受けることは、多くの善良な納税者の不満や不公平感が高まることにつながります。

このため、滞納者に対して町が実施する行政サービスの一部について制限をしています。

なお、分割納付や納税誓約を履行されている方は、制限を受けることはありません。

【納税確認の範囲】

- (個人の場合) 本人及び世帯員全員
- (法人の場合) 法人及び法人の代表者

町税等（介護保険料・後期高齢者保険料含む）滞納繰越額は2億2千万円にも及んでいます。このため町では、厳しい経済環境の中でも納期限内に納付されている多くの町民の皆さんとの公平性を確保するうえで滞納処分（差押）を強化しています。

税金は、皆さんの暮らしをより良くするための公共料金とも言えます。ですから「払えるときに払えるだけ」ではなく、まず納税をお願いします。

滞納処分を 強化しています！

Q&A

こんな話をよく聞きます

(質問①) 借金があるので払えません！

○法律によって、税金はすべての債権（借金を含む）に優先すると定めてあります。個人の債権より税金が優先されます。（地方税法14条）

(質問②) いきなり差し押さえられた。あんまりではないか？

○納期内納税が大原則です。財産調査、搜索、差押えについては、法律の規定に基づき行います。滞納者に事前に連絡を入れたり、同意を取ったりすることもありません。

(質問③) 個人の財産を勝手に調べて差し押さえされた。プライバシーの侵害では？

○税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産全てに対する調査権限が発生します。財産調査については、個人情報保護法には一切抵触いたしません。

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で納付が困難な場合は、生活状況等を聞き取ったうえで、納税の猶予などをすることができます。

事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、必ず連絡してください。連絡がないと個別の事情を町では把握できません。法令に基づき滞納処分を行うこととなります。

◆問い合わせ先 税務課

☎0859-54-5208

平成25年度の差押え実績

財産の種類	件数	換価額
預貯金	33	350万円
所得税還付金	32	64万円
生命保険	0	0円
不動産	1	0円
その他債権	1	0円
合計	67	414万円